※これは現時点のもので確定のものではありません

松阪市子育て世帯訪問支援事業実施要綱(案)

（趣旨）

第１条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ自立を支援することを目的として実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条　この事業の実施主体は松阪市とする。ただし、市長が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

（対象者）

第3条　この事業の対象者は、市内に住所を有し、児童、保護者若しくは妊婦からの相談又は庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供及び相談により把握され、本事業による支援が必要であると市長が認めた者であって、次の各号のいずれかに該当するような状態にあるものとする。

（1）　保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

（2）　食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

（3）　若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

（4）　その他事業の目的を鑑み、市長が本事業による支援が必要と認める者

（事業の内容）

第4条　事業の内容は、次に掲げるものとし、対象者の家庭を訪問して実施するものとする。

（1）　家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）

（2）　育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助）

(3)　子育て等に関する不安や悩みの傾聴、保護者に寄り添い、支援するための相談・助言等

(4)　地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

(5)　支援対象者や児童の状況・養育環境の把握

　(6)　その他事業の目的達成に必要と認める業務

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の承認）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用を決定するときは松阪市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第２号）により、利用を承認しないときは松阪市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（利用決定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

(1)　第３条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2)　虚偽の申請その他不正な手続により事業の利用の決定を受けたとき。

(3)　その他市長が事業を利用させることが適切でないと認めるとき。

２　市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、松阪市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第４号）により事業を利用する者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

（訪問支援員）

第8条　市長は第4条に規定する事業内容を適切に実行する能力を有すると認めた者に事業を実施させるものとする

（利用者負担金）

第9条　市長は、利用者から事業を実施するために必要な費用の一部として、利用者負担金を徴収するものとする。

２　前項の規定により徴収する利用者負担金の額は、別表のとおりとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 利用世帯区分 | 利用者負担 |
| 利用時間1時間当たり | 利用回数1回当たり |
| 生活保護世帯 | ０円 | ０円 |
| 市民税非課税世帯 | 年間96時間以内 | 　０円 | 　　０円 |
| 年間96時間を越えた場合 | ３００円 | １９０円 |
| 市民税所得割課税額77,101円未満の世帯 | 年間96時間以内 | 　　０円 | 　　０円 |
| 年間96時間を越えた場合 | ６００円 | ３７０円 |
| その他の世帯 | １，５００円 | ９３０円 |

備考　利用者負担金は、事業の１回の利用につき、１時間当たりの金額に利用時間を乗じて得た金額と利用回数１回当たりの金額とを合算した額とする。